

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3662425号  
(P3662425)

(45) 発行日 平成17年6月22日(2005.6.22)

(24) 登録日 平成17年4月1日(2005.4.1)

(51) Int.C1.<sup>7</sup>

F 1

B 65 D 33/38

B 65 D 33/38

請求項の数 3 (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願平10-275744  
 (22) 出願日 平成10年9月29日(1998.9.29)  
 (65) 公開番号 特開2000-103438 (P2000-103438A)  
 (43) 公開日 平成12年4月11日(2000.4.11)  
 審査請求日 平成13年11月22日(2001.11.22)

(73) 特許権者 000143880  
 株式会社細川洋行  
 東京都千代田区二番町11番地5  
 (74) 代理人 100064285  
 弁理士 佐藤 一雄  
 (74) 代理人 100073379  
 弁理士 佐藤 政光  
 (74) 代理人 100082751  
 弁理士 黒瀬 雅志  
 (72) 発明者 市川 徹  
 埼玉県三郷市早稲田3丁目19-2-10  
 6  
 (72) 発明者 茂木 芳次  
 埼玉県北足立郡伊奈町栄5-121-2

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】液体充填容器

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

フレキシブルフィルムで作った容器本体と、口部および導管部を有し容器本体の開口部に固着された取出装置とを有する液体充填容器において、上記取出装置の導管部の下端を先窄まり状に偏平とした狭搾部分とし、上記狭搾部分は、指の腹に対応した凹曲面の偏平部を有し、偏平部に導管内部に連通する開口を設けたことを特徴とする液体充填容器。

## 【請求項2】

容器本体がガセット袋であることを特徴とする請求項1に記載の液体充填容器。

## 【請求項3】

容器本体が自立型袋であることを特徴とする請求項1に記載の液体充填容器。

10

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

## 【発明の属する技術分野】

本発明は、液体の充填を効率よく行うとともに、使用目的に応じた液量を注出できる液体充填容器に関する。

## 【0002】

## 【従来の技術】

この種の液体充填容器として、フレキシブルフィルムで作った容器本体と、口部および導管部を有し容器本体の開口部に固着された取出装置とを有する構造のものは知られている。容器本体としては、充填される液体の性質に応じて、ガゼットパウチ、スタンディング

20

パウチ、フラットパウチ等の形態のものが使用されている。

たとえば、実用新案登録公報第12546773号には、フレキシブルフィルムで作った容器本体と、口部および導管部を有し容器本体の開口部に固着された取出装置とを有し、容器本体に設けた取出装置の導管部の下端を閉じ、導管部の容器本体の両面側でかつ封着部分に近い部位に開口を設けた液体充填容器が記載されている。

#### 【0003】

上記液体充填容器は、取出装置の口部に連なる導管部の壁面に開口を設けるとともに導管部の下端面を閉じているので、手で持ってそのまま傾けることで充填された液体を導管部の開口から口部を通して外部に注出することができ、容器の開口に対応した部位を指で押圧することで導管部に設けた開口を開閉制御することで注出量を調節することができる。 10

#### 【0004】

##### 【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記液体充填容器は、取出装置の口部に連なる導管部の下端面を閉じた構造となっているので、充填ノズルを通して液体を液体充填容器の内部に充填しようとする際、充填される液体に対して導管部の下端面が抵抗となり、液体の充填速度を低下させたり、充填される液体に泡立ちを生じさせてしまうという問題点がある。

#### 【0005】

本発明は上記した点に鑑みてなされたもので、液体の充填を効率よく行うとともに、使用目的に応じた液量を注出することができる液体充填容器を提供することを目的とする。 20

#### 【0006】

##### 【課題を解決するための手段】

本発明の液体充填容器は、フレキシブルフィルムで作った容器本体と、口部および導管部を有し容器本体の開口部に固着された取出装置とを有し、取出装置の導管部の下端を先窄まり状に偏平とした狭搾部分とし、狭搾部分は、指の腹に対応した凹曲面の偏平部を有し、偏平部に導管内部に連通する開口を設けて構成される。 20

#### 【0007】

##### 【発明の実施の形態】

以下本発明の実施の形態を図面を参照して説明する。

図1において符号1は液体充填容器を示し、この液体充填容器1は、たとえば食用油や洗剤を収容するのに利用される。 30

上記液体充填容器1は、図1に示すように、上方開口のガセット形容器本体2と、このガセット形容器本体2の開口部2aに固着された取出装置3とから構成されている。

#### 【0008】

上記ガセット形容器本体2は、両面部分4,4と、これら両面部分4,4の間に折り込み端が内方に位置するように配置されたガセット部分5,5を有する。ガセット形容器本体2の両面部分4,4およびガセット部分5,5は、ガセット形容器本体2がフレキシブル性を具有するように積層プラスチックフィルム6によって形成されている。

#### 【0009】

上記積層プラスチックフィルム6は、図2に示すように、ポリエステルフィルム7、アルミニオイル8、延伸ナイロンフィルム9およびポリエチレンフィルム10を積層することで形成される。 40

#### 【0010】

上記取出装置3は、図3および図4に示すように、ねじ部11を設けた口部12と、この口部10に一体に連接される導管部13とを有する。導管部13は、ガセット形容器本体2に接着される接合部分14とこの接合部分14より下方に延びる狭搾部分15を有する。狭搾部分15は、接合部分14から下端方向に先窄まり状に偏平とした形状をなしている。狭搾部分15の偏平面は、指の腹に対応した凹曲面であり、凹曲面に開口16が形成されている。この開口16は、狭搾部分15の下端を略U形に切り欠くことで形成されるが、狭搾部分15の強度を高めるために、狭搾部分15の下端に橋絡部を設けることもできる。 50

## 【0011】

上記取出装置3をガセット形容器本体2に装着するには、図5に示すように、取出装置3を狭搾部分15が上側に位置するように配置し、その取出装置3の上方にガセット形容器本体2を開口端2aが下側に位置するように配置する。そして、ガセット形容器本体2の両面部分4,4の開口端側をバキュームパッド17,17で互いに離れる方向に引っ張ることで広口の開口を形成し、ガセット形容器本体2を矢印で示す方向に移動し、広口の開口に取出装置3を挿入することで行う。

なお、図1において、符号18は口部12のねじ部11に螺着されるキャップである。

## 【0012】

液体充填容器1に洗剤のような液体を充填するには、図示しない充填ノズルを取出装置3の口部12に装着し、液体を充填ノズルを通して液体充填容器の内部に導入することで行う。この場合、導管部13の狭搾部分15が、下端方向に先窄まり状に偏平とした形状をなし、狭搾部分15の凹曲面に開口16が形成されているので、口部12から導管部13に導かれる液体は、狭搾部分15の凹曲面に沿ってなだらかに流れ、開口16から液体充填容器1に充填される。そのため、液体は、導管部13の狭搾部分15において抵抗を受けることがほとんどなく、従来のもののように、充填速度を低下させたり、液体に泡立ちが生じさせたりすることがない。

## 【0013】

液体充填容器1に充填された液体を取り出すには、キャップ18を口部12から取り外し、液体充填容器1を手で持って傾け、液体を開口16から導管部13を通して口部10から注ぎ出すことで行なう。液体の注ぎ出し量は、容器本体2の両面の導管部13の狭搾部分15に設けた開口16に対応した部位を押圧することで狭搾部分15に設けた開口16の開閉を制御することで調節することができる。

## 【0014】

図6は本発明による液体充填容器の他の実施の形態を示す。図6に示す液体充填容器20は、容器本体21と取出装置22とから構成されている。容器本体21は、両面部分と底部分とを有するスタンディング形容器である。上記液体充填容器20は、食用油を収容するのに適している。上記液体充填容器20において、取出装置22の構成は図1に示す液体充填容器1の取出装置3と同じである。

## 【0015】

上記取出装置22をスタンディング形容器本体21に装着するには、図7(a)に示すように、スタンディング形容器本体21の開口端の隅部23を図示しない切断具によりカットし、図7(b)に示すように、スタンディング形容器本体21のカットした部分に近い部位をバキュームパッド24,24で互いに離れる方向に引っ張ることで広口の開口を形成し、取出装置22を矢印で示す方向に動かして、取出装置22をスタンディング形容器本体21の開口に挿入し、取出装置22をスタンディング形容器本体21にヒートシール加工することで行う。

## 【0016】

液体充填容器20に封入された食用油を取り出すには、キャップ18を口部12から取り外し、液体充填容器1を手で持って傾け、液体を開口16から導管部13を通して口部10から注ぎ出すことで行なうが、容器本体21の両面の導管部13の狭搾部分15に設けた開口16に対応した部位を押圧することで狭搾部分15に設けた開口16の開閉を制御することで食用油の注ぎ出し量を調節できる。そのため、従来のもののように、食用油を充填した容器を手で持って傾ける使用始めに、容器から多量の油がフライパンに注ぎ出されることはなく、フライパンに注ぎ出される油が下部の火により引火する危険性を防ぐことができる。

## 【0017】

## 【発明の効果】

以上述べたように、本発明によれば、取出装置の導管部の下端を先窄まり状に偏平とした狭搾部分とし、狭搾部分は、指の腹に対応した凹曲面の偏平部を有し、偏平部に導管内

10

20

30

40

50

部に連通する開口を設けたことで、液体を液体充填容器に充填する際の液体の泡立ちの発生を防ぐことができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明による液体充填容器の一部を破碎して示す斜視図。

【図 2】本発明による液体充填容器の容器本体を構成するフレキシブルフィルムの一部を示す図。

【図 3】本発明による液体充填容器の取出装置の正面図。

【図 4】本発明による液体充填容器の取出装置の側面図。

【図 5】図 1 に示す液体充填容器の取出装置を容器本体に取付ける段階を示す図。

【図 6】本発明による液体充填容器の他の実施の形態を示す図。

【図 7】図 6 に示す液体充填容器の取出装置を容器本体に取付ける段階を示す図。

10

【符号の説明】

1 液体充填容器

2 容器本体

3 取出装置

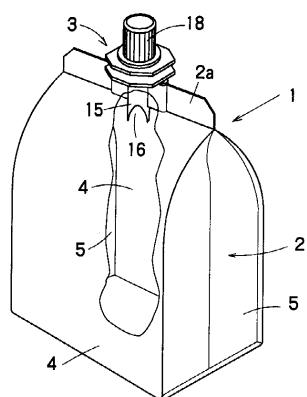
1 2 口部

1 3 導管部

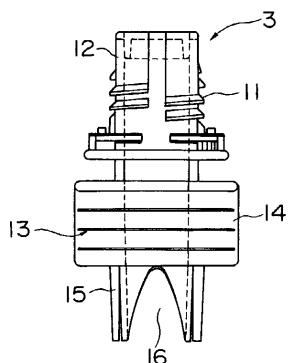
1 5 狹搾部

1 6 開口

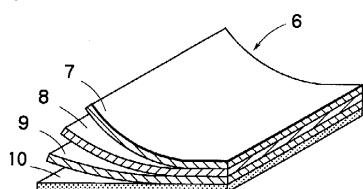
【図 1】



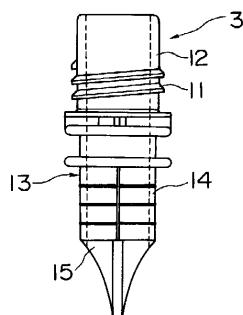
【図 3】



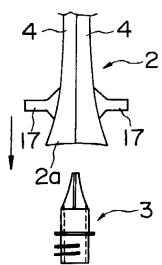
【図 2】



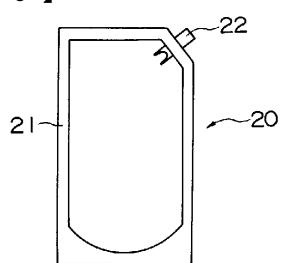
【図 4】



【図5】

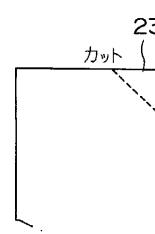


【図6】

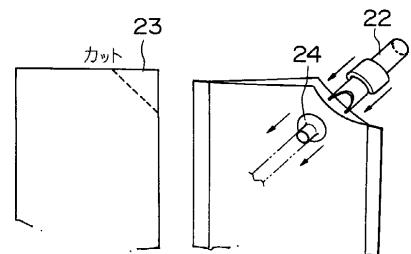


【図7】

(a)



(b)



---

フロントページの続き

審査官 川本 真裕

(56)参考文献 特開平10-236488(JP,A)  
特開平09-002494(JP,A)  
特開平10-291549(JP,A)  
実用新案登録第2546773(JP,Y2)

(58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)

B65D 33/38